

田原本町小学校 3 校統合施設基本構想

令和 5 年 3 月

田原本町

目次

第1章. 基本構想策定の背景・目的及び位置付け	1
1. 背景、目的	1
2. 本構想の対象	1
3. 本構想策定に係る検討経緯	2
第2章. 学校教育関連計画	4
1. 国における学校教育関連計画の整理	4
2. 本町の学校教育関連計画の整理	5
第3章. 対象となる学校施設の現状と課題	7
1. 位置	7
2. 児童、学級数	8
3. 対象学校施設の概況	8
第4章. 住民・教職員意見	10
1. 住民協議会	10
2. 教職員アンケート	11
第5章. 前提条件の整理	13
1. 小学校設置基準(文部科学省)の整理	13
2. 学童保育施設設置基準の整理	14
第6章. 統合候補地の検討	16
1. 統合候補地の選定	16
第7章. 基本理念、基本方針、機能・諸室の検討	19
1. 学校づくりの基本理念	19
2. 学校づくりの基本方針	19
3. 将来の児童数、学級数の想定	20
4. 複合施設等の検討	21
5. 機能・諸室、規模の設定	21
6. 各諸室の整備方針	24
第8章. 建築計画の検討	26
1. 計画条件の整理	26
2. 建築計画上の設置条件の整理	30
3. 配置計画	31
4. 建築計画概略プラン	34
5. 施設整備に係る概算事業費	35
第9章. 財源調達方法の検討	37
1. 財源の調達方法	37
第10章. 事業手法の検討	38
1. 事業手法の把握・整理、評価	38
第11章. 整備スケジュールと今後の施設整備に向けた課題	40
1. 整備スケジュール・案	40
2. 今後の課題	41

第1章. 基本構想策定の背景・目的及び位置付け

1. 背景、目的

人口減少と少子高齢化が全国的に進行する中、田原本町（以下、本町とします）においても子どもの数は減少を続けており、学校教育の目的及び目標をより良く実現していくために教育環境を改善すべき小規模な学校・幼稚園となっている地域があります。

このような状況の中、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会（以下、検討委員会とします）が平成27（2015）年8月に教育委員会より受けた、「子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられる学校教育の実現に資する」ための町立小・中学校及び幼稚園の規模・配置の適正化に関する考え方の諮問（以下、諮問とします）を契機として、今後の本町の小・中学校及び幼稚園の規模・配置の適正化について検討を進めてきました。

その結果として、令和3（2021）年度において小学校の再配置パターンの比較評価結果や今後の課題についてとりまとめた、「田原本町小中学校施設再配置基本計画」（以下、再配置基本計画とします）を策定し、田原本町立東小学校（以下、東小学校とします）、田原本町立北小学校（以下、北小学校とします）及び田原本町立田原本小学校（以下、田原本小学校とします）の3校統合を推進することが決定しました。

上記の検討過程を踏まえ、令和4（2022）年度において町の未来を担う子どもをはぐくむ新たな学校づくりの方向性を記載した、「田原本町小学校3校統合施設基本構想」（以下、本構想とします）をとりまとめました。ただし、本構想では新たな学校づくりの方向性を示すものであり、施設の配置、平面計画（諸室配置の概略）及び動線等の具体的な検討は、令和5（2023）年度において行うことを予定しています。

尚、統合の対象となる3小学校は対等な立場であることから、3小学校それぞれの特徴や文化を引継ぎ、いずれかの学校が中心となる、または吸収されることがなく、対等に統合することを前提としています。

2. 本構想の対象

本構想の対象となる学校は東小学校、北小学校及び田原本小学校の3小学校です。

【本構想の対象】

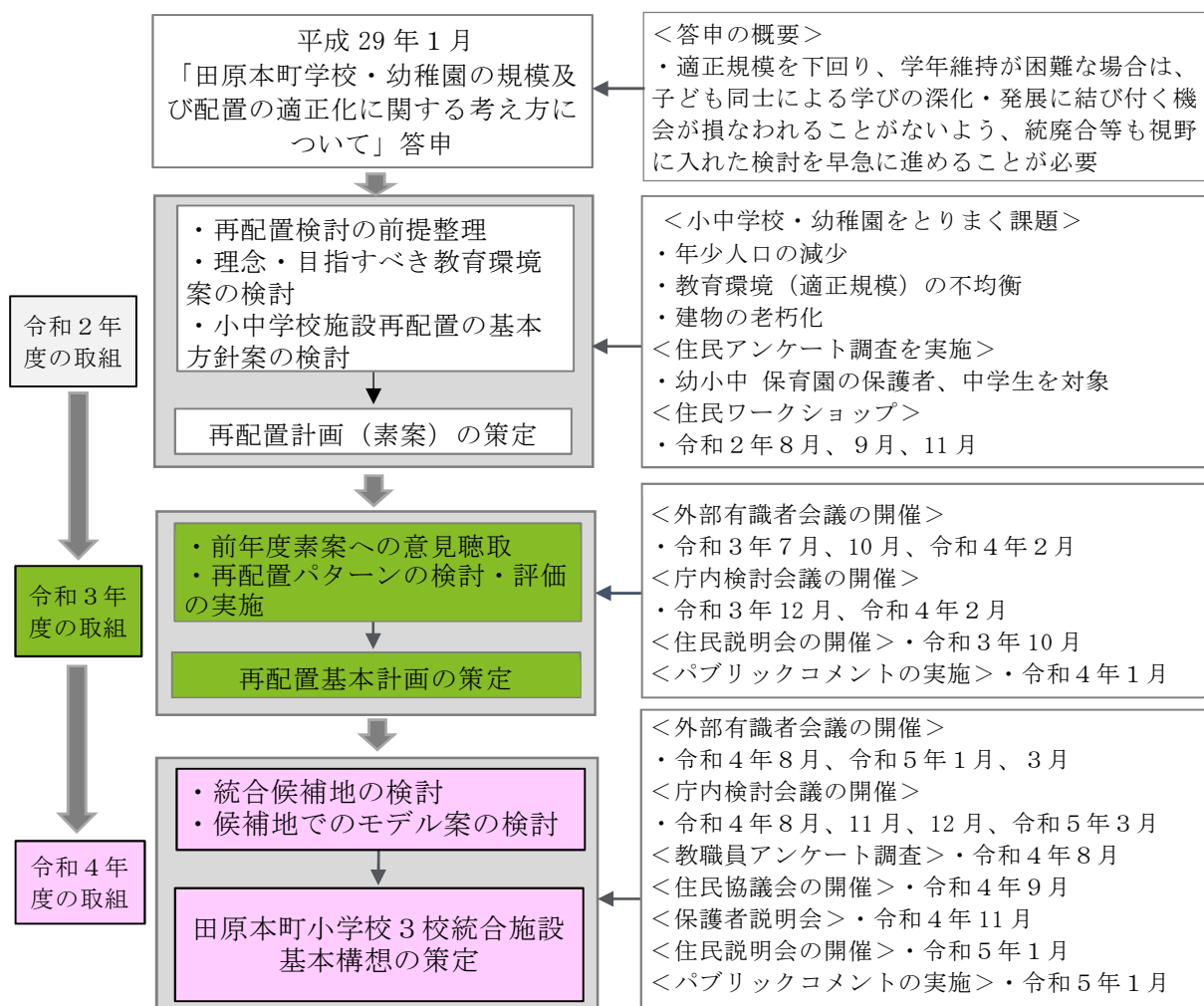
名称	住所
田原本町立東小学校	田原本町大木1番地の1
田原本町立北小学校	田原本町鍵155番地
田原本町立田原本小学校	田原本町新町48番地

3. 本構想策定に係る検討経緯

本構想の策定に係る検討の経緯は以下の図のとおりです。前述の諮問を受けて平成 27 (2015) 年 8 月より検討委員会を開催し、子どもたちの教育環境がより良いものとなることを前提に、様々な観点から町立小・中学校及び幼稚園の規模・配置の適正化について検討を行い、平成 29 (2017) 年 1 月「田原本町学校・幼稚園の規模及び配置の適正化に関する考え方について (答申)」として答申されました。その後、令和 2 (2020) ~令和 3 (2021) 年度にかけて再配置基本計画を策定し、令和 4 (2022) 年度に本構想を策定しました。

尚、再配置基本計画では東小学校について先行的に北小学校又は田原本小学校へ統合する可能性も残していたものの、複数回の通学先変更に伴う児童の負担増加等を考慮し、3 小学校が一度に統合することを本構想の前提としています。ただし、統合までの期間に東小学校が複式学級化する可能性があるため、対策を十分に検討することとします。また、北小学校については、現在一部の学年で複数のクラスがあるものの、今後も児童数の減少が想定されています。近い将来統合が必要になったとき、統合校に吸収されることによる子どもたちへの過度な負担を防ぐために、3 小学校が一度に対等な立場で統合することが適切であると考え、上記の前提としました。

【本構想策定に係る検討経緯】



答申の概要における小学校の規模について（抜粋）

小学校教育において、児童がクラス替えを通じて新たな人間関係を築き、多様な価値観に触れることは、大切な経験です。1学年単学級の場合は、親しい人間関係の中で絆を深めることが期待できます。しかし、各学校で展開される教育・指導の工夫等次第で、1学年あたり複数学級であっても、十分に学級内の絆を深めることが可能であると考えます。本検討委員会では、一定規模の集団の中で社会性を育てていくことが児童の成長・発達にとってより重要であることを踏まえ、小学校においては、クラス替えが可能な「1学年2学級以上」が適正であると考えます。

再配置基本計画について（概要）

人口、児童数、施設の老朽化等の現状や、保護者アンケート、住民ワークショップ等を踏まえ、5つの課題（年少人口の減少、教育環境不均衡の是正、建物老朽化の対応、再配置のあり方の検討、学校教育系施設の立地適正の検討）を挙げました。

また、本町で目指すべき教育環境として以下の理念を掲げました。

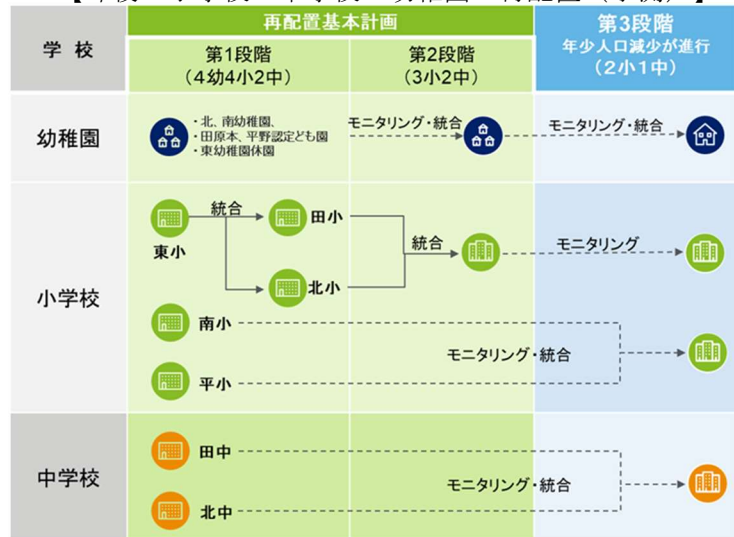
1. グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力が身につけられる教育環境を確保・維持します。
2. 以下の学校教育の実現に資する教育環境を確保・維持します。
 - ・人間の一生を通じての成長と発達の基礎づくりとして確かな学力を身につけられるよう指導の充実を図り、思いやりの心を持った人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。
 - ・特別な支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進します。
 - ・校舎の老朽化対策など、安心して学ぶことができる学校施設の充実を図ります。
3. 現在、各学校で実施されている特色ある教育活動、文化活動などは、再配置後にも引き継がれるよう配慮し、魅力ある学校づくりに取り組みます。

さらに、基本方針を掲げ、小中の網羅的な再配置パターンについて検討した上で、今後の再配置の推進に向けて以下の課題を整理しました。

1. 今後の小・中学校・幼稚園の再配置

- ・小学校は東・北・田小の3小統合に向けた基本構想の検討を行い、早期実現に向けた取組を進めるとともに、残る南・平小もモニタリングを実施する必要があります。
- ・中学校・幼稚園も将来に向けた検討を行う必要があります。

【今後の小学校・中学校・幼稚園の再配置（予測）】



2. 東小・北小・田小の3校統合に向けた取組スケジュール

- ・令和4（2022）年度に東・北・田小の3校統合に向けた適正配置、事業手法、財源調達等の検討や、今後の実現化に向けた具体的スケジュールの検討を行います。
- ・東小はあと数年で複式学級を導入せざるを得ない状況になるため、先行的に北小・田小へ統合するなど段階的な検討が求められます。

3. 地域とのコミュニケーション
4. 再配置の円滑な推進
5. 小中学校施設再配置の技術的要件の再検討
6. 統合後の跡地活用

第2章. 学校教育関連計画

学校教育関連計画について、国、本町の方針・施策等を整理・把握し、これを踏まえて本構想を検討しました。

1. 国における学校教育関連計画の整理

国で策定している学校教育関連計画は以下のとおりです。

【上位関連計画】

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省、令和4（2022）年3月）
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方として、5つの姿の方向性が示されました。 1. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現 2. 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現 3. 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現 4. 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現 5. 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号、令和3（2021）年4月1日改訂・施行）
以下の趣旨に基づき改訂されました。 ・Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引下げ
学習指導要領（文部科学省、平成29（2017）年3月告示）
小学校学習指導要領等について以下の基本的な考え方にに基づき改訂されました。 ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視 ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成 ・先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成
第3期教育振興基本計画（文部科学省、平成30（2018）年6月15日閣議決定）
生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の今後の教育政策に関する基本的な方針によって取組を整理されました。 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成 3. 生涯学び、活躍できる環境を整備 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築 5. 教育政策推進のための基盤を整備

2. 本町の学校教育関連計画の整理

本町で策定している学校教育関連計画は以下のとおりです。

【本町の関連計画】

<p>田原本町第4次総合計画 後期基本計画（令和4（2022）年3月）</p> <p>これまでのまちづくりを引継ぎながら、田原本町まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性を重視しつつ、これからの人口減少、少子高齢化時代においても、誰もが暮らしたい、暮らし続けたいと思えるまちの実現を目指すこととしています。</p> <p>・まちの将来像 「子どもから高齢者まで誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち たわらもと」</p> <p>第1章政策2「学校教育」では、施策として小・中学校教育の充実を掲げ、適正規模で充実した学校生活が送れるよう、学校施設の再配置を進めるとともに、基礎学力や体力の向上を図ることができる教育体制、不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒への支援体制を強化し、計画的に学校施設の整備を進める方針としています。</p>	
<p>田原本町人口ビジョン（令和4（2022）年3月改定）</p> <p>本町の人口は平成17（2005）年の人口約3.3万人から減少局面に入り、令和2（2020）年現在では約3.1万人となっており、少子高齢化が進んでいます。</p> <p>人口の現状分析や推計結果を踏まえ、第2期総合戦略の方向性を実現する施策の実施を通して、以下のとおり目標人口を設定しています。</p> <p>・目標人口 令和22（2040）年：28,000人、令和42（2060）年：25,000人</p>	
<p>田原本町都市計画マスタープラン・立地適正化計画（平成31（2019）年4月改定）</p> <p>将来の望ましい都市の姿を実現するために、今後10年間の都市計画分野における基本的な方針となる、都市計画マスタープランの改定を行いました。上位計画である田原本町第4次総合計画後期基本計画の将来像を本計画の将来像とした上で、都市づくりの基本目標について以下を定めました。</p> <p>・広域へのアクセス機能の活用により、まちの活力を高め、働く場の創出を行う</p> <p>・コンパクトなまちの特性を活かし、便利で楽しく住みやすいまちづくりを行う</p> <p>・歴史文化資源を活かした、個性豊かなまちを目指し、まちのアイデンティティを高める</p>	

田原本町公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂）

公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針として以下を定めています。

1. 公共施設等の施設総量の適正化
2. 予防保全型の維持管理と負担コストの縮減
3. 効率的・効果的な施設運営方法の検討

- ・小学校については、耐震診断と耐震補強工事は実施済だが、校舎の老朽化が著しい状況にあり、子どもたちが安心して教育を受けられる環境を確保していく必要性を記載
- ・東小学校、北小学校は、学年によってはクラス替えができない小規模校に該当しており、子どもたちにとってより良い教育環境を確保・維持できるよう、統廃合等も視野に入れた再配置の検討を行う必要性を記載

田原本町教育大綱（平成29（2017）年3月）

以下の方針を定めています。

- ・「子育てを楽しむことができるまち」の実現に向けては、まちなかに次代を担う子どもたちの笑顔があふれていることが大切と捉え、若い世代が本町で安心して、結婚・妊娠・出産・子育てができる環境の充実を図る
- ・学校教育の指導方針に定めるとおり、各幼稚園、小・中学校は「感謝の心でいきいきあいさつ自ら学び心豊かにたくましく生きる子ども」の育成を目指し、地域や園、学校の実態を踏まえ、「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」「魅力と活力ある園・学校づくり」を重点に組織的で計画的な取組を進める

田原本町学校・幼稚園の規模及び配置の適正化に関する考え方について
（平成29（2017）年1月）

本町の学校・幼稚園の規模及び配置の適正化に関する考え方について記載しています。

平成27（2015）年に教育委員会より「子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられる学校教育の実現に資する」ための町立小・中学校及び幼稚園の規模・配置の適正化に関する考え方について諮問を受け、検討委員会を開催し、田原本町の学校・幼稚園の適正な規模の提言に向けた審議を開催しました。

適正な規模を大きく下回り、学年の維持が困難な場合は統廃合等も視野に入れた検討を進める必要があり、また、適正な規模を上回る場合は通学・通園区域の変更や町全体の校区・園区の見直し等も視野に入れた検討が必要とする考え方を明示しています。

田原本町小中学校施設再配置基本計画（令和4（2022）年3月）

小中学校施設再配置の基本方針として以下の目標を定めています。

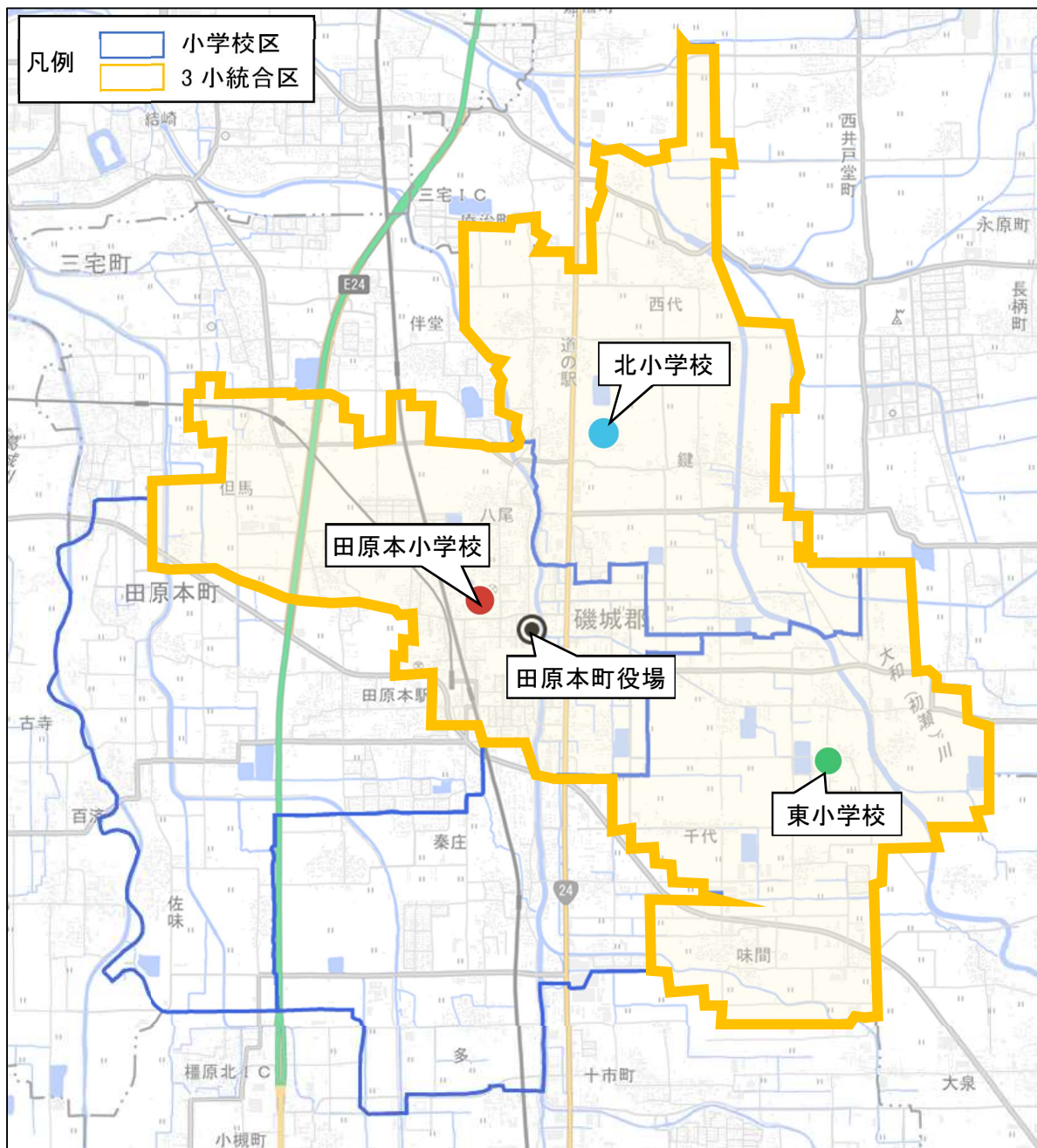
1. 子どもたちにとって人間的な質を高めるため、様々な人と接することができる教育環境として確保・維持できることを目指す
2. 児童・生徒数や校区、学校施設による教育環境の不均衡がなく、適正規模校として子どもたち及び教師にとって必要な学校教育が確保・維持できることを目指します。このため現在、適正規模に満たない小規模校を優先して再配置を進める
3. 将来にわたって子どもたちにとって望ましい学習集団や生活集団を形成し、安心して学べるより良い教育環境を確保・維持できることを目指す
4. 施設の老朽化対策や将来のまちづくり等も踏まえて最適な配置を目指す
5. 中長期目標として令和22（2040）年の将来を見据えて、適正規模を維持・確保することを目指す
6. 短期目標として5年間を掲げ、令和7（2025）年までに再配置を実施（何らかの形で実行）することを目指す

第3章. 対象となる学校施設の現状と課題

1. 位置

本構想の対象となる東小学校、北小学校、田原本小学校の位置と統合した場合の区域は以下の区域となります。

【対象小学校の位置図と3小統合区】



出所：学区マップ（school.mapexpert.net）

2. 児童、学級数

対象となる各小学校の児童、学級（クラス）数は以下のとおりです。特に東小学校と北小学校は児童数が減少傾向であり、児童の交流が限定的になること、クラス替えができないことに加え将来的な複式学級化が懸念されており、3小学校統合学校（以下、統合校とします）の整備が喫緊の課題です。

【児童、学級数】

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
東小学校	児童数	11	8	14	5	13	16	67
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
北小学校	児童数	36	28	36	32	44	30	206
	学級数	1	1	2	1	2	1	8
田原本小学校	児童数	88	97	98	90	72	93	538
	学級数	3	3	3	3	3	3	18

出所：田原本町教育委員会（令和4（2022）年4月1日時点）

3. 対象学校施設の概況

各学校施設の概況については以下のとおりです。特に田原本小学校については1号棟及び2号棟が築60年を超え、老朽化が進んでいることが課題です。

【東小学校学校施設概況】

施設名	建物名	構造	延床面積（㎡）	建築年度	築年数 基準年 2022年
東小学校	1号棟（本館）	RC	1,182	1963	59
	2号棟 3号棟（北館）	RC	249	1963	59
	9号棟 10号棟（南館）	RC	1,452	1976	46
	16号棟（屋内運動場）	RC	961	1999	23

出所：田原本町小中学校施設再配置基本計画（令和4（2022）年3月）

【北小学校学校施設概況】

施設名	建物名	構造	延床面積（㎡）	建築年度	築年数 基準年 2022年
北小学校	9号棟 10号棟（本館）	RC	1,120	1978	44
	16号棟（屋内運動場）	RC	1,037	1990	32
	23号棟（北館）	RC	2,595	2004	18
	24号棟（北館）	RC	556	2004	18

出所：田原本町小中学校施設再配置基本計画（令和4（2022）年3月）

【田原本小学校学校施設概況】

施設名	建物名	構造	延床 面積 (㎡)	建築年度	築年数 基準年 2022 年
田原本 小学校	1 号棟(東館)	RC	575	1959	63
	2 号棟(本館・北館)	RC	2,295	1959	63
	10 号棟(新館・新々館)	RC	2,260	1973	49
	19 号棟(屋内運動場)	RC	1,056	1989	33

出所：田原本町小中学校施設再配置基本計画（令和 4（2022）年 3 月）

第4章 住民・教職員意見

対象の3小学校統合を検討する中で、どのような子どもに育ててほしいか、どのような教育が望ましいか及びこれらを実現するための学校施設として備えるべき機能等について、住民（保護者の方を含む）や教職員からご意見をいただき、これを踏まえて本構想を検討しました。

1. 住民協議会

(1) 開催概要

令和4（2022）年9月18日、19日の2日間にかけて、対象となる3小学校の学区内の住民を対象に開催しました。住民協議会の内容として、開催時点までの基本構想の検討状況説明、質疑応答及びワークショップを実施しました。

【住民協議会開催（概要）】

開催概要		参加者数
開催場所	青垣生涯学習センター2階 研修室	計93人
日時	・9月18日（日）14：00～16：00（東小学校区）	33人
	・9月19日（月）10：00～12：00（北小学校区）	28人
	14：00～16：00（田原本小学校区）	32人

(2) ワークショップの結果の概要

ワークショップでは、「どんな子どもに育ててほしいか」「未来の学校づくり」の2つのテーマをそれぞれ掲げ、重要なポイントやキーワードについてのご意見をいただきました。特に多くいただいたご意見は次のとおりです。

【ワークショップの結果（概要）】

テーマ1 どんな子どもに育ててほしいか	テーマ2 未来の学校づくり
<ul style="list-style-type: none">・明るい元気な子ども・思いやりのある、優しい子ども・好奇心が強い子ども・自分の考えを持つ子ども・地域や人とのつながりを大切にする子ども・地域愛・誇りを持った子ども・思い・考えを伝えることができる子ども・ICT技術等をしっかり使える子ども	<ul style="list-style-type: none">・安心安全な学校・開放感のある学校・豊かな自然がある学校・地域や人とのつながりを持てる学校・どの子どもも取り残さない学校・心のケアの充実・一人一人の個性を活かす教育・学童施設の充実

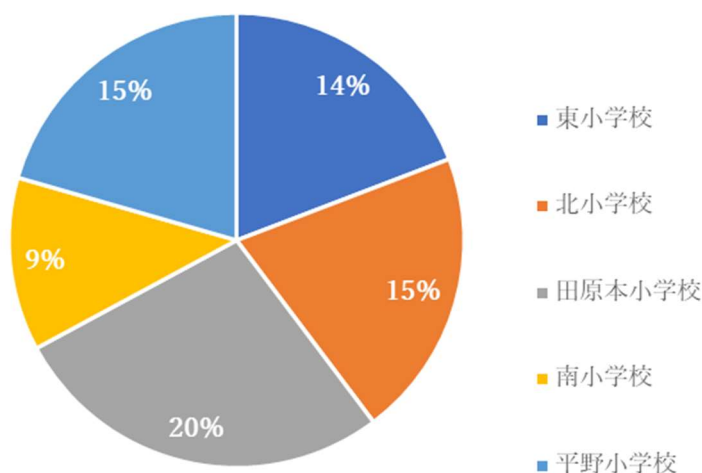
2. 教職員アンケート

(1) 実施概要

令和4（2022）年8月1日から8月21日にかけて、本町の全小学校の教職員を対象としてWebでのアンケート調査を実施しました。各教職員が統合校に勤務することを想定し、学校再配置における施設の整備等において期待していること、ご意見・考え等を把握することを目的としました。

結果として、総数83名のうち73名（88%）から回答をいただきました。

【教職員アンケート回答者内訳】



(2) 教職員へのアンケート結果の概要

教職員アンケートでは現在の教育現場の課題等に関連する多様な意見が寄せられました。

【教職員アンケート結果（概要）】

設問	主な回答
再配置後の新しい小学校が子どもに与える効果について、どのようなものを期待しますか。	最多の回答は同率で「適正規模校となることにより、その良さを活かし沢山の新しい友だち関係ができる」「集団活動・学校行事が充実する」「複式学級を解消できる（1学年1学級以上を継続できる）」でした。
新しい学校整備のテーマ（コンセプト）を設けるとすれば、選択肢のうちどれが望ましいと思いますか。	最多の回答は「郷土を愛し、学びの力、生きる力を養える学校」でした。
望ましい1学年あたりのクラス数は何クラスでしょうか。	最多の回答は「3クラス」でした。

<p>再配置後の新しい学校では、どのような教育・授業を実施してみたいと考えますか。指導要領に縛られず自由なご意見をお聞かせください。</p>	<p>最多の回答は「集団生活の中で切磋琢磨しながら社会性や知識を身につけ、健やかに育ち学べる教育」で、次点として「良い事、悪い事を正確に見極めることができる判断力をはぐくむ教育」でした。</p>
<p>学校施設環境で重要と思う設備等について、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>最多の回答は「夏・冬の環境に対応した冷暖房設備」で、次点として「きめ細やかな指導や多様な学習形態に対応できる柔軟性のある部屋」でした。</p>
<p>自由意見</p>	<p>キーワード ：のびのび、いきいき、安全、安心、快適、主体、楽しい、向上 学校施設全体に関するもの ：通学問題の懸念 ハード面 ：児童の実態に応じてきめ細やかな指導が行える部屋の整備、ICT環境の充実、教材等を置くスペースの確保 ソフト面 ：それぞれの校区の良さを活かす、児童の心のケア、3校統合に係る情報公開・周知の実施</p>

第5章. 前提条件の整理

1. 小学校設置基準（文部科学省）の整理

統合校を整備していく上での技術的な基準等について以下のとおり集約・整理しました。ただし、基準等については地域の実情に合わせた検討が可能とされています。

尚、学級数に関しては本町独自の取組である30人学級を引き続き実施する予定です。

(1) 公立小学校の面積・諸室基準

小学校設置基準（最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）学校教育法第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

（中略）

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

【校舎の面積】

児童数	面積（㎡）
1人以上 40人以下	500
41人以上 480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
481人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

出所：小学校設置基準（文部科学省）

【屋外運動場の面積】

児童数	面積（㎡）
1人以上 240人以下	2400
241人以上 720人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
721人以上	7200

出所：小学校設置基準（文部科学省）

(2) 公立学校等の学級編制・教職員定数

公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」にて定める。

各都道府県又は市町村が設置する小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

【学級編制の標準・考え方】

学校種類	1クラスあたりの児童数
小学校	1クラス 35人 ※（本町独自の政策）1年生は30人学級
特別支援学級	（小・中）8人

出所：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（文部科学省）を参考

注) 小学校設置基準 第四条 「一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」

(3) 普通教室の規模

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議（第41回）議事録（開催日は平成17（2005）年6月、文部科学省主催）にて「昭和25（1950）年に作成された「鉄筋コンクリート造校舎の設計標準」7m×9mと記載されている。

2. 学童保育施設設置基準の整理

学校施設を整備していく上で関連性の強い学童保育施設設置の技術的な基準等について以下のとおり集約・整理しました。

(1) 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省）

放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っている。

本指針は、平成27（2015）年4月から各市町村において策定される条例に基づき放課後児童クラブが運営されることから、その多様性を踏まえ、集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定め、事業の安定性及び継続性を確保していくために策定したものである。

【放課後児童クラブ運営指針（学童施設）】

対象児童	・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない6～12歳の就学児童。
規模	・ 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもってともに生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
開所日・ 開所時間・ 開所日数	・ 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。 ・ 学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。 ・ 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
施設・設備	・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。 ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人あたり1.65㎡以上が望ましい。尚、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。 ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。
職員体制	・ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、第10条第3項各号のいずれかに該当する者）を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

出所：「放課後児童クラブ運営指針」厚生労働省平成27（2015）年

（2）田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

この条例に定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備の基準）

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

第6章. 統合候補地の検討

1. 統合候補地の選定

(1) 既存学校敷地と新候補地の比較

統合候補地の選定にあたっては、東小学校、北小学校、田原本小学校の既存学校敷地と新候補地を求める2つの方法があります。

既存学校敷地のメリットは、何れも学校運営を行ってきた実績があることから、敷地そのものについて特段の支障がないこと、用地取得をする必要が無く比較的短時間で整備できることです。尚、デメリットとしては敷地の形状や現在の校舎位置等により、整備において一定の制約を受けることが挙げられます。

新候補地については、学校を整備できるほどの規模（20,000 m²弱以上）を有する土地は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域において少ない状況です。現在のところ適地として想定し易い箇所として、3小学校のおおむね中間に位置する青垣生涯学習センター周辺エリアの農地が考えられます。この農地は市街化区域と市街化調整区域の境目辺りにあり、用地取得して整備することとなります。メリットは、整形かつ一定のまとまりある土地を取得できる可能性があることから、既存学校敷地と比較してゆとりある空間や校舎等の機能的な配置ができることです。尚、デメリットとしては用地取得が必要であり、さらに開発許可等を経て整備に着手するため、緊急性の高い学校再配置に時間を要してしまう可能性があること、周辺で奈良県が2万人規模の球技場整備を計画しており、スポーツイベントの開催時に交通量増加による通学路の安全性への影響等が想定されることが挙げられます。

(2) 具体的な候補地の比較評価

候補地の比較評価は、東小学校、北小学校、田原本小学校のそれぞれの既存学校敷地と、青垣生涯学習センター周辺エリアの新候補地について実施しました。比較にあたっては、「現況」「まちづくり」「通学環境」「周辺環境」「事業の迅速性」「施工性」「防災」の7つの観点から分析を行い、点数化して各候補地の特徴等を把握しました。

まず、既存学校敷地と新候補地の比較において、新候補地では前述のデメリットのとおり事業が迅速かつ着実に実施できない可能性があることから、既存学校敷地の活用が優先されると考えました。

次に既存学校敷地の各候補地について比較したところ、田原本小学校の敷地について、周辺が住環境で近隣に対する配慮が求められる場所ではあるものの、まちづくりの位置づけや通学環境面、事業の迅速性の評価が高く、点数化した際の評価点合計も最も高いため、最有力候補地として選定しました。尚、北小学校は評価点が2番目に高いものの、将来児童数を基に前提条件から試算した必要な規模（表【候補地比較の考え方】で詳述）と比較すると敷地面積が小さいことから、当該地での整備が難しいと判断しました。

この結果から、田原本小学校敷地を最有力候補地として配置プランを検証し、最終的な候補地として望ましいものとなるか判断しました。（第8章にて詳述）

【候補地比較表】

区分	評価項目	東小学校	北小学校	田原小学校	青垣生涯学習センターエリア候補地
所在地	住所	大木1-1	兼155	新町46	阪手
	位置				
	総合評価	145	78	84	72
現況	敷地面積 (R9年度児童数から算定敷地面積算約17,000㎡)	5	1	3	5
	敷地形状・高低差	◎：16,980㎡ ◎：敷形(南北長方形)：高低差なし	△：15,013㎡ ◎：敷形(南北長方形)：高低差なし	△田字型：高低差なし	◎：約20,000㎡ ◎：敷形：高低差なし
まちづくり	土地利用方針(海傍制、都市計画マスタープラン)	5	1	5	3
	人口集束の状況(0~14歳人口分布図)	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域(新住動場区域)	◎：市街化調整区域(一部市街化区域)
通学環境	通学環境(重要評価項目×2.0)	5	1	3	1
	通学環境(重要評価項目×2.0)	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
周辺環境	通学環境(重要評価項目×2.0)	5	1	3	1
	交通安全性(周辺道路の交通量)	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
事業の迅速性	安全性(周辺道路の交通量)	5	1	3	1
	学校が周辺に与える影響(音など)	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
施工性	周辺施設(警察署、消防署の有無)	5	1	3	1
	周辺施設(警察署、消防署の有無)	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
防災	避難及び開発申請等許可手続書	5	3	5	1
	事業全体スケジュール長期化	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
評価値	重要評価項目×2.0	30	14	22	10
	児童・工事動線区分	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
評価値	工事動線区分	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
	収収割合の必要性	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
評価値	選定所	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
	洪水ハザード	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
評価値	地震ハザード	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域
	評価値	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域	◎：市街化調整区域

* 点数 = ◎：5点 ○：3点 △：1点
出所：航空写真画像は地図でみる統計(総務省)公開の航空写真画像をもとに加工して作成

【候補地比較の考え方】

【評価の内容】			
評価値の考え		<ul style="list-style-type: none"> ・下記の区分・評価項目を設定し、統合候補地として適正な個所を抽出する ・評価は各区分・項目で「良い」とされるものから順に「◎：5点」「○：3点」「△：1点」と数値化し、特に重要と思われる区分・評価項目については重み付けとして「×2.0」として評価する ・特に重要と思われる区分・評価項目は「まちづくり」「通学環境」「事業の迅速性」としています 	
区分	評価項目	内容	
現況 (敷地条件)	統合を想定した場合に求められる敷地規模	<ul style="list-style-type: none"> ・仮にR9年度の将来児童数（想定、725人）を基に小学校設置基準の必要面積等（第5章）を踏まえ、敷地規模を計算したところ約17,000㎡程度は必要になると見込むためこれを基準に考える a.校舎、屋内運動場等必要面積（建築面積から必要面積を算出するため建ぺい率60%と想定）約7,600㎡ b.屋外プール約690㎡ c.屋外運動場約7,200㎡ d.その他約900㎡ 計16,390㎡ ・◎想定規模より約2,000㎡以上広い、○想定規模程度、△想定規模より小さい【絶対評価】 	
	敷地形状や高低差の有無	敷地形状・高低差 <ul style="list-style-type: none"> ・◎整形、○やや整形、△不整形【相対評価】 	
まちづくり 「重要評価項目×2.0」	土地利用からみた将来のまちづくりとの整合性	土地利用方針（法規制、都市計画マスタープラン、立地適正化区域） <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の立地は将来のまちづくりと密接に関係することから、土地利用方針（法規制、都市計画マスタープラン）からみた評価 ・◎立地適正化区域、○市街化区域、△市街化調整区域 【絶対評価】 	
	人口集中の状況	人口集中の状況（0～14歳人口分布図） <ul style="list-style-type: none"> ・人口集中エリアへの学校施設立地により多くの児童等が恩恵を受けるとともに、将来にわたって都市機能の誘導ができることから、現在の0～14歳の人口集中状況の評価 ・◎30以上、○10以上～30未満、△0以上～10未満 【絶対評価】 	
通学環境 「重要評価項目×2.0」	通学に関する児童への負担	候補地から校区境までの最長直線距離	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置基準から徒歩圏は4km以内が基準となっているためこれを基準と考える ・◎1km以内、○4km以内、△4km以上【絶対評価】
		通学路が変わる児童数* R9年度時点の推計値により評価	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路が変わることで安全対策が必要な箇所も増えることと見込まれることから児童数に応じて危険度が変わると想定 ・◎少ない、○中位、△多い【相対評価】
		安全性（国道24号を横断する児童数）	<ul style="list-style-type: none"> ・国道24号に近づくにつれて交通量が増えるため、国道24号を横断する児童数（R9年度時点児童数推計値）から、児童への安全性を評価 ・◎ほばない、○比較的多い、△多い 【相対評価】
周辺環境	周辺環境と周辺に与える影響	安全性（周辺道路の交通量）	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地に接続する通学路の歩道整備、狭隘性、自動車交通量の状況 ・◎歩道有、○交通量少・狭隘通学路（道路）、△交通量多・狭隘通学路（道路）【相対評価】
		学校が周辺に与える影響（音など）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校側から発生する放送・チャイム音・児童の声等が周辺に与える音影響について評価 ・◎周囲は田・畑が広がっている、○一部で住宅地がみられる、△住宅地が近接 【相対評価】
		周辺のみどり（田・畑）等の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・緑及び工場等施設用途の状況 ・◎：農地や史跡公園などみどりが多く、○農地などみどりがあ、△：住宅地などでみどりが少ない 【相対評価】
		周辺施設（医療機関の有無）	<ul style="list-style-type: none"> ・◎隣接、○周辺1km内、△1km以上 【相対評価】
		周辺施設（警察署、消防署の有無）	<ul style="list-style-type: none"> ・◎隣接、○周辺1km内、△1km以上（各施設に配点し平均値） 【相対評価】
事業の迅速性 「重要評価項目×2.0」	スケジュール延伸要因及び事業費増大要因	建築及び開発申請スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・付加される申請手続きによりスケジュールの延伸を評価 ・◎市街化区域内における通常申請、○市街化調整区域既存宅地許可申請、△市街化調整区域開発許可申請、農地転用、文化財包蔵地調査等要 【相対評価】
		事業全体スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・◎比較的早期に整備可能、○標準的な期間、△用地買収期間、開発許可期間・仮設校舎建設撤去期間等により期間がかかる 【相対評価】
		事業費用	<ul style="list-style-type: none"> ・◎既存施設の利用が可能、○新設・建替えが必要、△新設・建替えに加え用地購入費、造成費、インフラ整備費や仮設校舎費用等が必要 【相対評価】
施工性	施工疎外要因	児童・工事動線区分	<ul style="list-style-type: none"> ・安全、危険区域の区分が明確、通路の数か所設置可能性等を総合的に評価 ・◎、○、△ 【相対評価】
		工事車両ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両のルートが数か所確保できる、大型車などの侵入可能な道路幅員等を総合的に評価 ・◎、○、△ 【相対評価】
		仮設校舎必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎等仮設費の増加等で評価 ・◎不要、○不要の可能性あり、△必要 【相対評価】
防災	防災ハザードと防災機能	避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所としての機能で評価 ・◎全て指定避難所のため評価統一 【絶対評価】
		洪水ハザード	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災MAPの浸水想定区域に拠る評価（現地・周辺評価の平均値採用） ・◎浸水想定区域外、○0.5m未満、△0.5m以上 【絶対評価】
		地震ハザード	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災MAPのゆれやすさマップ（想定地震を重ね合わせた最大震度）に拠る評価 ・△全域震度6強のため評価統一 【絶対評価】

第7章. 基本理念、基本方針、機能・諸室の検討

1. 学校づくりの基本理念

本町の総合計画や教育大綱、住民協議会、教職員アンケート等を踏まえ、統合校の基本理念を以下のとおり設定します。

『夢に向かい学ぼうとする子どもを育てる学校』

2. 学校づくりの基本方針

基本理念を踏まえ、学校づくりの基本方針を以下のとおり設定します。

1. 自ら学ぶ力を はぐくむ学校	<ul style="list-style-type: none">○主体的に学ぼうとする意欲を培います。○自分の考えを積極的に表現できる力を育てます。
2. 心の豊かさを はぐくむ学校	<ul style="list-style-type: none">○異学年交流を通して思いやりの心を育てます。○安心して相談できる体制の充実を図ります。
3. たくましく生きる 力をはぐくむ学校	<ul style="list-style-type: none">○体育活動や食育を通して健やかな身体をはぐくみます。○個性が発揮できる場をもち自己肯定感を高めます。
4. 町の将来を担う 子どもをはぐくむ 学校	<ul style="list-style-type: none">○地域とともにある学校づくりを目指します。○安心・安全な環境づくりを推進します。

- < 住民（保護者）や教職員の願い >
- ・ 自分の考えをもってほしい
 - ・ 思いや考えを伝えられるようになってほしい
 - ・ 思いやりのある子になってほしい
 - ・ 心のケアの充実を図ってほしい
 - ・ 集団の中で切磋琢磨してほしい
 - ・ のびのび、生き生き育ってほしい
 - ・ 地域や人とのつながりを大切にしてほしい
 - ・ 地域愛をもってほしい

- < 児童の実態からの課題 >
- ・ 自分の考えや思いをもち、それを相手に伝えることが苦手な児童が多い
 - ・ 不登校傾向の児童が増えている
 - ・ 個別に対応する時間と場所が必要である
 - ・ ライバル心が低かったり、人と違うことを拒んだりする傾向にある
 - ・ 地域や人とのつながりが希薄になってきている

3. 将来の児童数、学級数の想定

統合校の規模を検討する上で基本となる将来児童数及びこれを基にした学級数について以下のとおり想定しています。尚、1年生については、本町独自の政策として30人学級を実施しており、学級数はこれを踏まえた検討を行いました。この結果を基に、後述する規模等の検討においては各学年4クラスを想定した検討を実施しました。

【3小学校区別将来想定児童数】

学年	令和9(2027)年度 (単位:人)							令和10(2028)年度 (単位:人)							令和11(2029)年度 (位:人)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
東小	8	6	3	11	5	11	44	7	8	6	3	11	5	40	7	7	8	6	3	11	42
北小	17	19	24	27	23	35	145	21	17	19	24	27	23	131	21	21	17	19	24	27	129
田原本小	87	87	102	100	76	84	536	82	87	87	102	100	76	534	82	82	87	87	102	100	540
総計	112	112	129	138	104	130	725	110	112	112	129	138	104	705	110	110	112	112	129	138	711

出所:未就学数(田原本町(令和4(2022)年8月))より推計

【統合校における将来想定学級数】

学年	令和9(2027)年度			令和10(2028)年度			令和11(2029)年度		
	児童数 将来推計 (東+ 北+ 田)	児童数 推計× 就学率 97.8%	35人学 級数 (クラ ス) ※1年 生は30 人学級	児童数 将来推計 (東+ 北+ 田)	児童数 推計× 就学率 97.8%	35人学 級数 (クラ ス) ※1年 生は30 人学級	児童数 将来推計 (東+ 北+ 田)	児童数 推計 ×就学 率 97.8%	35人学 級数 (クラ ス) ※1年 生は30 人学級
1年	114	112	4	112	110	4	112	110	4
2年	114	112	4	114	112	4	112	110	4
3年	132	129	4	114	112	4	114	112	4
4年	141	138	4	132	129	4	114	112	4
5年	107	104	3	141	138	4	132	129	4
6年	133	130	4	107	104	3	141	138	4
計	741	725	23	720	705	23	725	711	24

出所:未就学数(田原本町(令和4(2022)年8月))より推計

4. 複合施設等の検討

複合施設等の検討対象として他団体の事例等でも多く見られる学童保育施設は、住民協議会での意見や教職員アンケート及び庁内での協議を踏まえ、学校運営と管理を分けて行えるよう工夫することを前提に統合校と同じ敷地内に設置します。

学童保育施設の敷地内における複合化に係るメリットとしては、子どもたちの放課後の居場所を確保することが可能なこと、学校から学童保育施設への移動時に敷地外に出る必要が無く交通事故等の危険性が低いこと、校庭や屋外運動場等の学校施設を活用した運営が可能なこと、及び新たに土地等を取得する必要が無く効率的な整備が行えることが挙げられます。また、デメリットとしては学校教育と学童保育の区分が曖昧になりやすく、教職員や学童保育指導員のいずれかの負担が増加してしまうこと、送迎等による来校者の増加等に伴い周辺道路の渋滞や駐車場の不足が生じてしまう可能性があることが挙げられるため、今後の運営や施設整備の詳細検討の際に対策を検討することが必要です。

尚、開校時における学童数は次に記載している現在の利用状況を基本として、共働き世帯の増加等による今後一定の利用者増加が見込まれることを踏まえた規模とします。

【学童の利用状況】

	単位数	定員	登録者数
東小学校	1	40	7
北小学校	1	50	59
田原本小学校	4	120	130
計	6	210	196

出所：学童の利用状況（令和4（2022）年8月時点）

また、本構想の対象となる各小学校は指定避難所となっていることから、統合校についても避難所の機能を確保することを想定し、敷地内に地域防災用備蓄倉庫を整備することとします。尚、詳しい整備場所、機能及び規模については次年度以降の具体的な検討により決定することとします。

5. 機能・諸室、規模の設定

普通教室の基本的な規模について、令和9（2027）年～11（2029）年の将来児童数・学級数、令和4（2022）年3月に公表された「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省）」、先進他団体の事例、住民協議会でのワークショップ及び教職員アンケートの結果を踏まえ、検討を行いました。

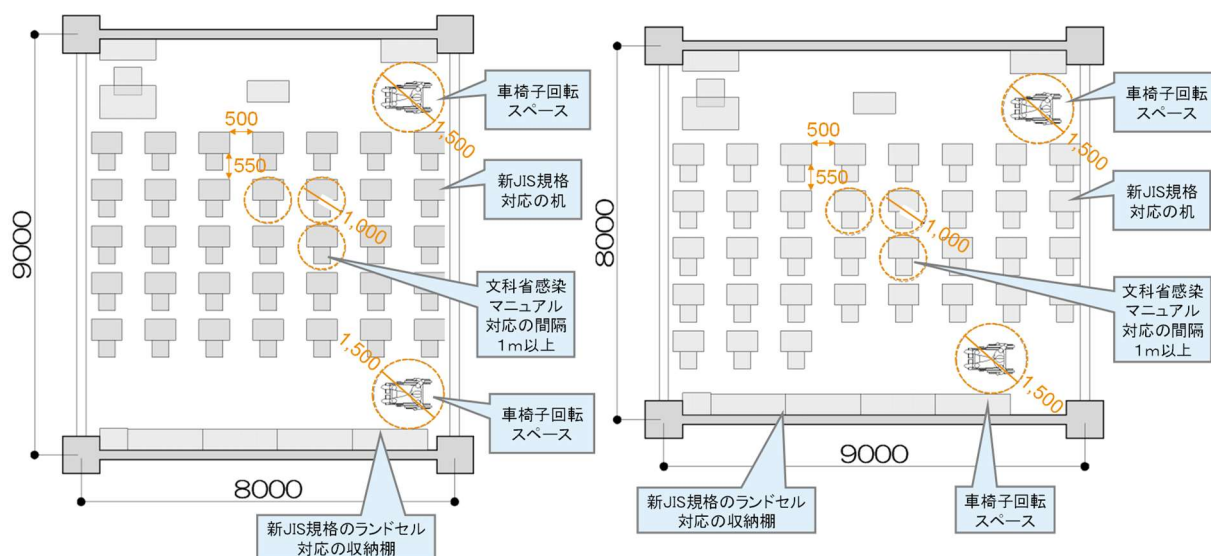
現在の小学校の教室サイズ64㎡から、児童や教員の利用面を考慮し、児童が自ら学ぶ力をはぐくむ上で自由かつ多様な利用のスペースの構成として、統合校の普通教室の規模は72㎡を基本としました。具体的には次の検討を行っています。

- ・教室の机のサイズ（JIS規格）変更への対応（幅600mm×奥行400mm⇒650mm×450mm）
- ・机の前後間隔500mm及び児童間の間隔1000mmの確保
- ・GIGAスクール構想に伴う1人1台端末の確保や大型提示装置の設置等に対応
- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー化による車いす利用者の回転スペースの確保

また、児童の交流を促進し、自分の考えを積極的に表現する環境を実現するための多目的ホールや個別に対応する場所となるアルコーブ（廊下やホールなどに面した小スペースで休憩、談話、読書等ができ、人とのコミュニケーションや多様な活動が展開できる場）の整備等についても検討を行いました。

ただし、本検討は次年度以降の具体的な計画等により変更の可能性があります。

【普通教室の基本的な規模（例）】



【機能・諸室、規模整理表】

■凡例

◎・・・備えるべき諸室

●・・・記載の有無

○・・・必要に応じて設置

—（下線）・・・既存3校にはない諸室

室名	基準・指針等		モデル案			備考	
	小学校 設置基準	小学校 施設整備 指針	諸室数	単位面積 (㎡)	面積 (㎡)	補足	
普通教室	普通教室	◎	-	24	72	1,728	4学級/年、セミアン対応可能とする
	オープンスペース	-	-	1	1,206	1,206	概ね200㎡/学年程度を想定 アルコーブ、図書コーナー、教師 コーナー、学年廊下を含み、テラ ス、学年トイレを除く
	多目的室（予備教室）	-	-	6	72	432	1R/年
	特別支援学級	◎	●	3.5	72	252	1/2R×5+ブレイルム（1R）、一部は保 健室隣接（障害対応）
	通級教室	○	●	1	36	36	
	その他（不登校児対応室等）	-	-	3	24	72	10人（1/2R）+4人（1/4R）×2
特別教室	音楽室	○	●	1	324	324	準備室を含む
	図工室	○	●	1	162	162	
	理科兼家庭科被服室	○	●	1	252	252	一般6人テーブル+教科教材用ワゴン、 準備室、水場（窓際）
	家庭科調理室	○	●	1	180	180	ランチルーム隣接、一般6人テーブル+教科教 材用ワゴン、IHコンロ用コンセント、準備室、 水場（窓際）
	メディアセンター（図書室）	○	●	1	504	504	PC、図書、語学、学習コーナー等 コンピュータ室を含む
	生活科室（1-2年生）	○	-	-	-	-	
	外国語教室	○	●	-	-	-	普通教室エリア対応
	礼法室	○	-	-	-	-	
	多目的ホール（発表の場）	-	-	1	216	216	
管理諸室等	校長室	○	●	1	36	36	
	事務室	○	-	1	36	36	
	職員室	◎	●	1	144	144	印刷、作業エリアを含む 他に36㎡/2学年に教師コーナー設置
	休憩室等（教職員）	-	●	1	72	72	給湯等
	会議室	○	-	1	108	108	間仕切り仕様（大小会議室）
	相談・応接室	○	●	1	36	36	間仕切り仕様
	放送室	○	●	1	15	15	
	保健室	◎	●	1	72	72	
	更衣室	○	●	2	28	56	男女別
その他	ランチルーム	-	-	1	306	306	6人掛・168人～180人程度
	その他倉庫	-	-	1	60	60	
	共用（廊下、トイレ、階段、テラス、 学年トイレ、渡り廊下等）	-	-	-	-	3,795	延べ面積の約33%を想定
小計					10,160		
校舎以外	学童保育	-	●	8	72	624	324㎡（196人×1.65）+ブレイルム+WC 等、室数広さは適宜調整
	給食棟	○	●	1	576	576	
	配膳室（エレベーター含む）	○	●	3	72	216	1ヶ所/2学年
	小計					1,416	
その他	屋内運動場	◎	●	1	1,056	1,056	既存1,056㎡
	地域防災用備蓄倉庫	-	-	1	-	-	規模、設置場所は次年度以降検討
	屋外運動場	◎	●	1	7,800	7,800	航空写真画像を基にした計測
	駐車場	-	-	1	60-70台	-	60-70台程度
新築建築物の延床面積（合計） ※屋内運動場、屋外運動場、駐車場を除く					11,576		既存体育館を除き、新築する校舎、 学童、給食棟を含む建物全ての延床

6. 各諸室の整備方針

各諸室の整備を検討する上での基本的な方針は以下のとおりです。

【各諸室の整備方針】

諸室名	整備方針
普通教室 ・ 特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ■普通教室 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育活動が展開できるよう配慮する ・教室は、同学年が同一階となる配置を検討する ・教室内に児童の適切な収納スペースを設けるように考慮する ・できる限り自然採光を確保することで明るく居心地の良い学習空間とする ・各階に授業の準備や教材の収納のための教師コーナーを配置する ■特別支援学級 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい種別に応じた多様な形態により利用することができるよう考慮する ・身体支援を必要とする児童の利用を想定しバリアフリートイレに近接させる ■特別教室 <ul style="list-style-type: none"> ・特別教室は、教科ごとの仕様に伴い多目的に利用できるように設備の設置場所や機器の可動なども検討する ・多目的教室は、少人数学習や異学年交流等、多目的に使用できるゆとりある空間とする ・図書スペースは、主体的に学ぼうとする意欲が生まれやすい環境とするため、普通教室から移動しやすく児童が気軽に立ち寄れる場所に配置する ・音楽室は、防音対策を講じた上で、他の教室への影響が極力少ない場所への配置を行う
管理諸室 等	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員関連室 <ul style="list-style-type: none"> ・職員室は、屋外運動場を見渡せるなど、防犯対策や緊急対応がしやすい配置や動線となるよう計画する ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保健室は、屋内及び屋外運動場との連絡が良く、救急車両が近接しやすい位置に配置する ・相談室は、学校における教育相談を充実させるため、保健室と近接した配置とする

諸室名	整備方針
共有部	<ul style="list-style-type: none"> ■トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、児童の居住スペースの一部として、明るく清潔に使用できるよう考慮する ・最低1か所は多目的トイレとし、車椅子等へ対応する ・トイレは原則洋式とする ・温水供給も検討する ■廊下・階段 <ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮した仕上げ等を採用する ・階段は、屋外運動場・屋内運動場・特別教室などを利用する場合の動線に配慮し配置する ・児童の安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さについても十分に配慮する ■エレベーター <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに配慮した配置、仕様とする ・学習資材や楽器等の大型備品の運搬に必要なスペースを確保する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内及び屋外運動場は、儀式的行事、学芸的行事及び災害時の避難所や防災拠点等としての使用も想定する ・相談室、不登校児対応室は、出入り口を昇降口とは別に設け、登校しやすい配置とする ・配膳室は、エレベーターホール及びランチルームに近接して設置する ・雨天時でも児童が集合できるようなスペースの配置を検討する ・四季を感じることのできる花壇や菜園、植栽を設ける

第8章. 建築計画の検討

1. 計画条件の整理

田原本小学校を統合候補地として、計画条件を整理しました。

(1) 統合候補地の周辺状況

統合候補地となる田原本小学校周辺は都市計画で定められた立地適正化区域居住誘導区域であり、住宅が密集する地域です。近くには田原本町役場があり、敷地南側には幹線道路（町道新町1号線）が通っています。

【統合候補地田原本小学校の周辺状況】

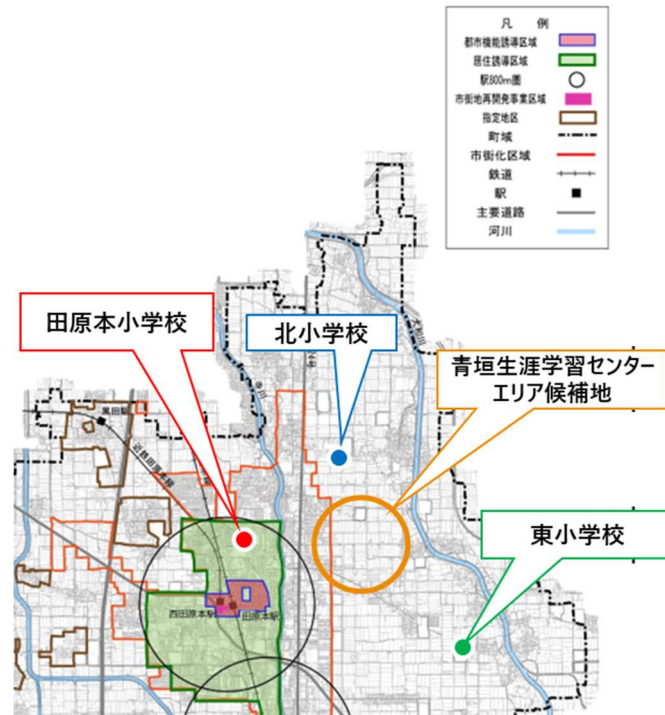


出所：地図で見る統計（jSTAT MAP）総務省

(2) 都市機能・人口分布の状況

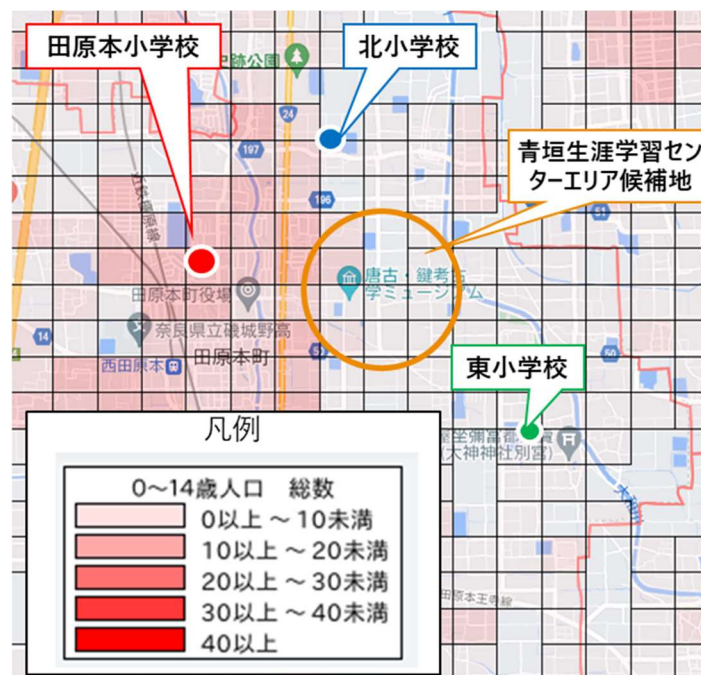
田原本小学校周辺は住宅地が広がる地域となっており、都市計画として居住誘導区域に指定されています。また、0歳～14歳までの年少人口の地域分布を見ると、田原本小学校周辺に集中していることが分かります。

【都市機能誘導区域】



出所：田原本町都市計画マスタープラン・立地適正化計画書

【人口分布図（0～14歳）】



出所：令和2（2020）年国勢調査結果_地図で見る統計（統計GIS・総務省）

(3) 敷地条件

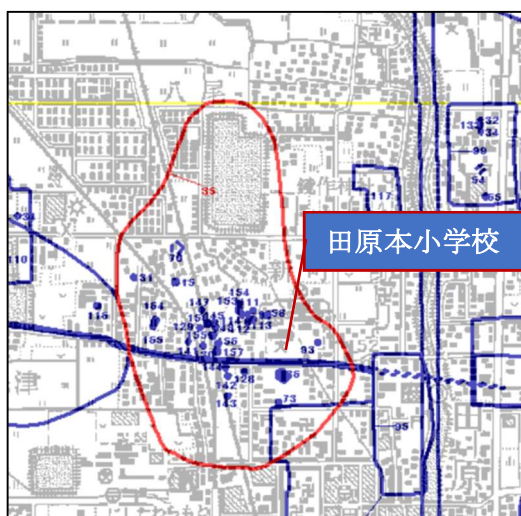
田原本小学校の敷地における法規制等の条件を整理すると、用途地域は第1種住居地域で、容積率200%、建ぺい率60%となっています。

尚、この敷地は埋蔵文化財包蔵地となっています。文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等（同法第93・94条）を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行うよう求めています（同法第96・97条）。

【田原本小学校敷地条件】

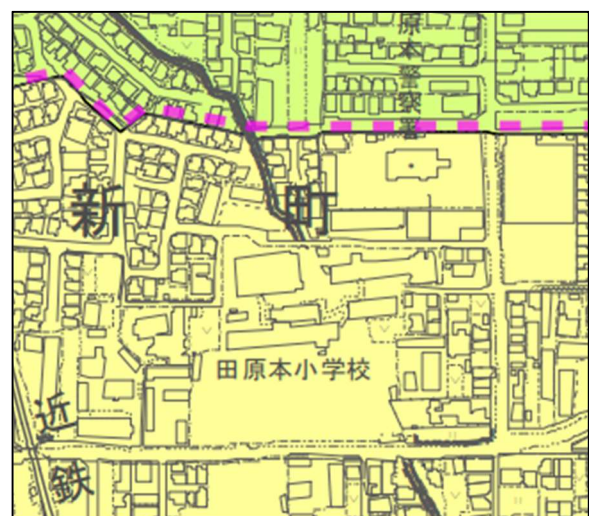
所在地	奈良県磯城郡田原本町新町48番地
敷地面積	17,946 m ² （令和3（2021）年度公立学校施設等の総括表による。水路・里道を除く面積）
用途地域	第1種住居地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
道路斜線制限	1.25A（適用範囲20m）
隣地斜線制限	20m+1.25
北側斜線制限	なし
防火指定	法22条地域
高度地区	15m高度地区
日影規制	敷地境界線から5m超～10m以内：4時間、 敷地境界線から10m超：2.5時間
その他	埋蔵文化財包蔵地に該当 （土地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」や「史跡・名勝・天然記念物」の指定地に該当する区域で、工事などの前にあらかじめ「遺跡有無確認踏査」と呼ばれる地表調査や試掘調査、発掘調査が必要な場合がある区域）

【遺跡（羽子田遺跡）】



出所：奈良県遺跡地図 web

【都市計画図】



用途地域：第1種住居地域 60/200

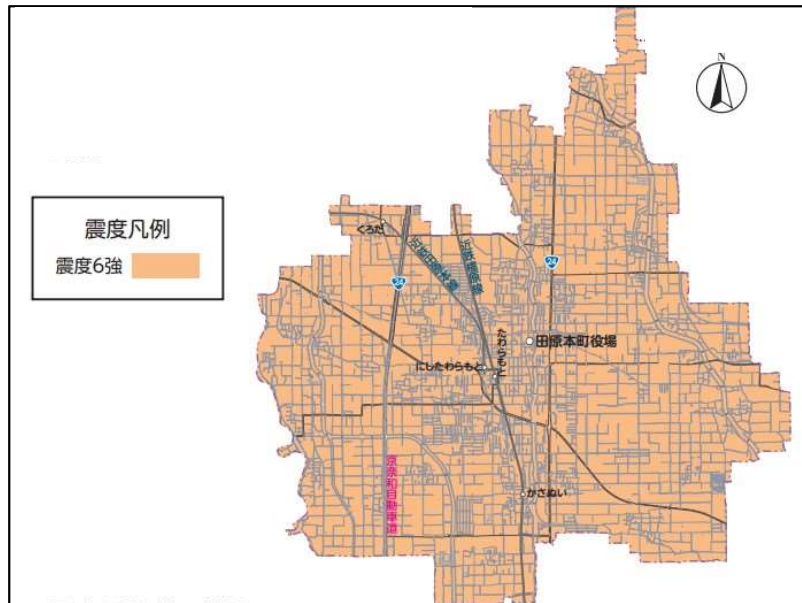
出所：田原本町都市計画図（用途地域図）

(4) 災害リスク（地震、洪水ハザード）

1) 地震の想定

本町での想定される地震のうち、特に大きな被害を及ぼすおそれのあるものとして奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、大和川断層帯、南海トラフ巨大地震等の想定地震があり、それらを重ね合わせた最大の震度を以下の地図に示します。本町全域が最大震度6強となっています。

【最大震度の想定】



出所：田原本町総合防災マップ

2) 浸水想定区域

田原本小学校付近は想定水深0.5m～1m未満の浸水区域に指定されています。

【浸水想定区域と想定水深】

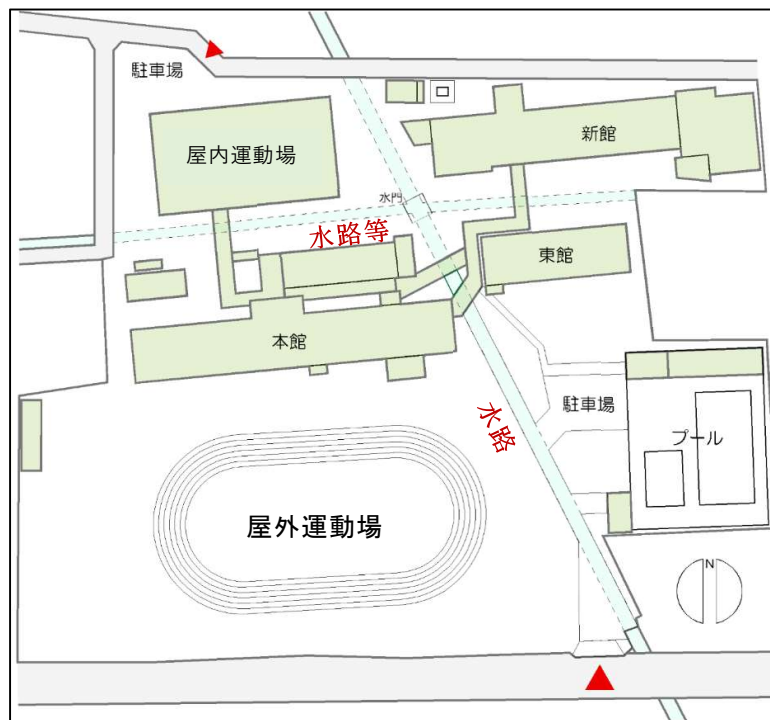


出所：田原本町総合防災マップ

(5) 既存校舎の配置状況

田原本小学校の敷地内には東西・南北を縦横断する法定外公共物（水路・里道等）があり、交差部には水門も存在します。このため、既存の校舎はこれら法定外公共物を避けて分棟配置によって設置されています。

【既存校舎の配置状況】



2. 建築計画上の設置条件の整理

新たな学校施設を建設するにあたり、基本構想における建築計画上の条件を整理しました。

【建築計画上の設置条件】

- ① 児童・教職員をはじめ関係者の動線や児童の安全性等に配慮した配置とします
- ② 校舎の位置は近隣土地の日照に大きな影響を与えないように配置する必要があります
- ③ 屋内運動場は改修を行い既存のまま利用します
- ④ 学童保育施設を設置し、小学校の動線と極力交差しないような配置とします
- ⑤ 駐車場については、安全上歩車分離を行い、教職員、学校への来客及び学童保育施設への送迎を想定した配置とします
- ⑥ プール施設は校舎屋上に整備可能であり、次年度以降に設置の有無も含めて検討するため、本構想の配置計画等においては対象から除くこととします

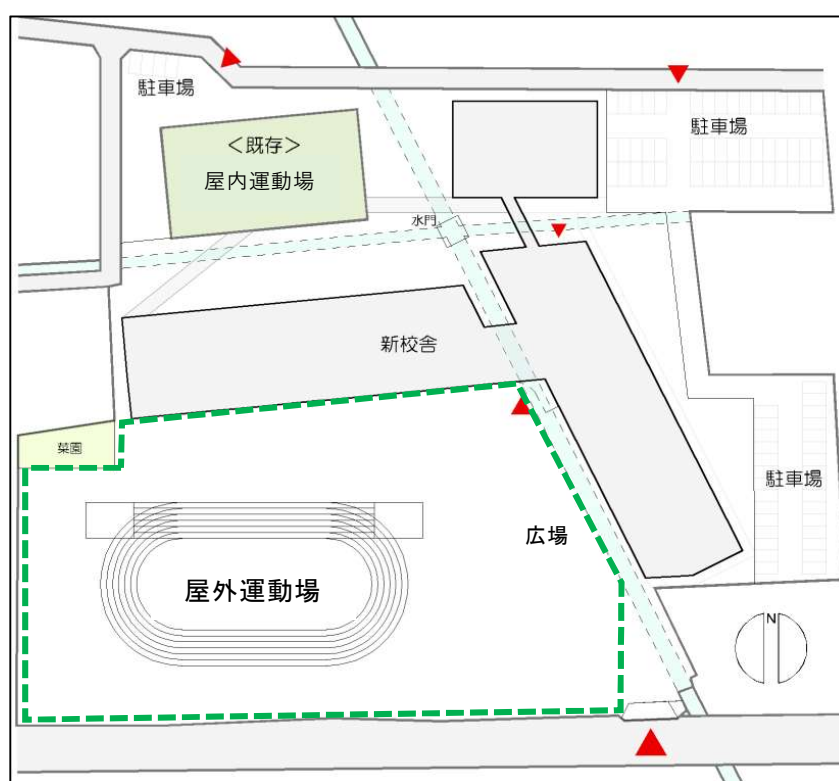
3. 配置計画

施設配置は、校舎を現在と類似した配置とする北側配置案と、現在の屋外運動場側に配置する南側配置案の2案をモデル案として検討しました。

(1) 北側配置モデル案

北側配置モデル案は既存校舎と同様に敷地の北側に校舎等を配置する案で、法定外公共物を跨いで校舎等を配置する必要があります。また、既存校舎を除却して工事するため屋外運動場の一部に仮設校舎を設置します。仮設校舎を設置することで工事中は屋外運動場利用に制約が生じます。

【北側配置モデル案】

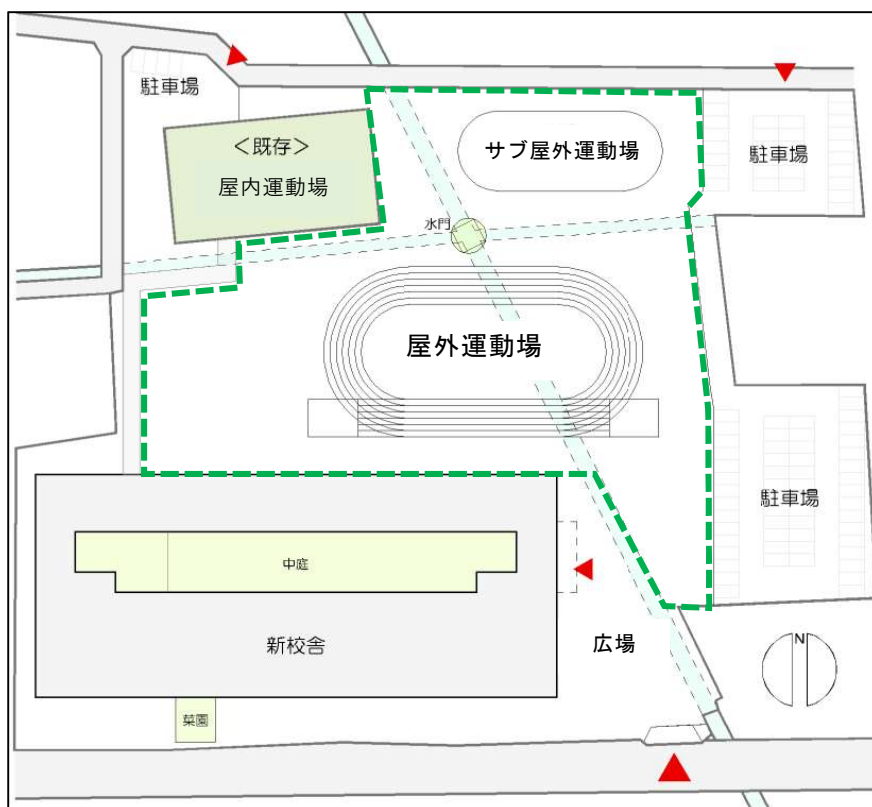


区分	面積
新校舎（校舎・学童・給食棟）建築面積	4,000 m ²
既存屋内運動場建築面積（受領図による）	987 m ²
駐車場 面積	3,200 m ²
屋外運動場 面積 ---	7,700 m ²
その他 面積	2,059 m ²
計 学校敷地面積（令和3（2021）年度公立学校施設等の総括表による。水路・里道を除く面積）	17,946 m ²
水路・里道面積【敷地概要図 CAD 上暫定面積】	1,167 m ²
計 想定計画敷地面積【敷地概要図 CAD 上暫定面積】	19,113 m ²

(2) 南側配置モデル案

南側配置モデル案は、南側の屋外運動場に校舎等を配置する案で、仮設校舎が不要で既存校舎で学校運営を実施しながら工事を進められ、校舎が北側配置モデル案の分棟型とは異なり一体的に整備が可能です。一方、工事中の代替屋外運動場を確保する必要性や、屋外運動場に水路の暗渠が縦横断に走り、水門も設置されていることから、これらを考慮した整備が必要となります。

【南側配置モデル案】



区分	面積
新校舎（校舎・学童・給食棟）建築面積	4,050 m ²
既存屋内運動場建築面積（受領図による）	987 m ²
駐車場 面積	2,900 m ²
屋外運動場 面積 ---	7,500 m ²
その他 面積	2,509 m ²
計 学校敷地面積（令和3（2021）年度公立学校施設等の総括表による。水路・里道を除く面積）	17,946 m ²
水路・里道面積【敷地概要図 CAD 上暫定面積】	1,167 m ²
計 想定計画敷地面積【敷地概要図 CAD 上暫定面積】	19,113 m ²

(3) 配置モデル案の比較

これまでの検討結果から、北側配置モデル案と南側配置モデル案のいずれの場合でも、統合候補地の比較において最有力とした田原本小学校敷地において必要な教室数を確保できる校舎等の建設が可能であることが確認できたため、統合校の整備は田原本小学校敷地とします。

また、北側・南側配置モデル案についてメリット・デメリットを以下のとおり整理しました。北側配置モデル案は既存の校舎等の配置に近いこと、現在も学校運営ができていることから運営上の問題発生リスクが低く、工事中も屋外運動場の一部が利用可能、屋外運動場の整備費用を抑えることが可能などのメリットがある一方、縦横断している水路を避けるために校舎の分棟化が必要であるなどのデメリットがあります。

南側配置モデル案ではまとまりのある施設配置が可能なことや仮設校舎が不要なため工事費用も抑えられ、一度の引っ越しで足るなどのメリットがある一方、北側に屋外運動場が設置されるため、現存する水門等の移設が必要なこと、現在の屋外運動場に校舎を建設するため、工事計画等の工夫により代替運動場を確保する必要があるなどのデメリットがあります。

これら配置案のメリット及びデメリットを踏まえ、次年度以降の基本計画の中で引き続き児童等の負担軽減やより良い学校を整備するための検討を行います。

【メリット・デメリット比較表】

	メリット	デメリット
北側配置モデル案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の配置に近いこと、運営上の問題発生リスクが比較的低い ・ 工事中も屋外運動場の一部の利用が可能 ・ 屋外運動場の整備費用を抑えることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外公共物を避けるため、校舎の分棟化が必要 ・ 学校運営を継続しながらの工事となるため、仮設校舎が必要で、事業費がかさみ、工事の期間が長くなる ・ 将来、屋内運動場の建替位置が限定的になる
南側配置モデル案	<ul style="list-style-type: none"> ・ まとまりのある施設配置が可能 ・ 仮設校舎が不要であり、事業費も比較的低額となり、一度の引っ越しで足る ・ 工事の方法により、北側配置に比べ工期短縮の可能性がある ・ 工事中の運動場使用不可期間が北側案に比べて短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の屋外運動場に校舎を建設するため、工事計画等の工夫により代替運動場の確保が必要 ・ 北側に運動場を設置するため、現存する水門等の移設が必要 ・ 既存の配置と異なるため、運営上の問題発生リスクが比較的高い ・ 既存屋内運動場と新校舎の位置が離れる

4. 建築計画概略プラン

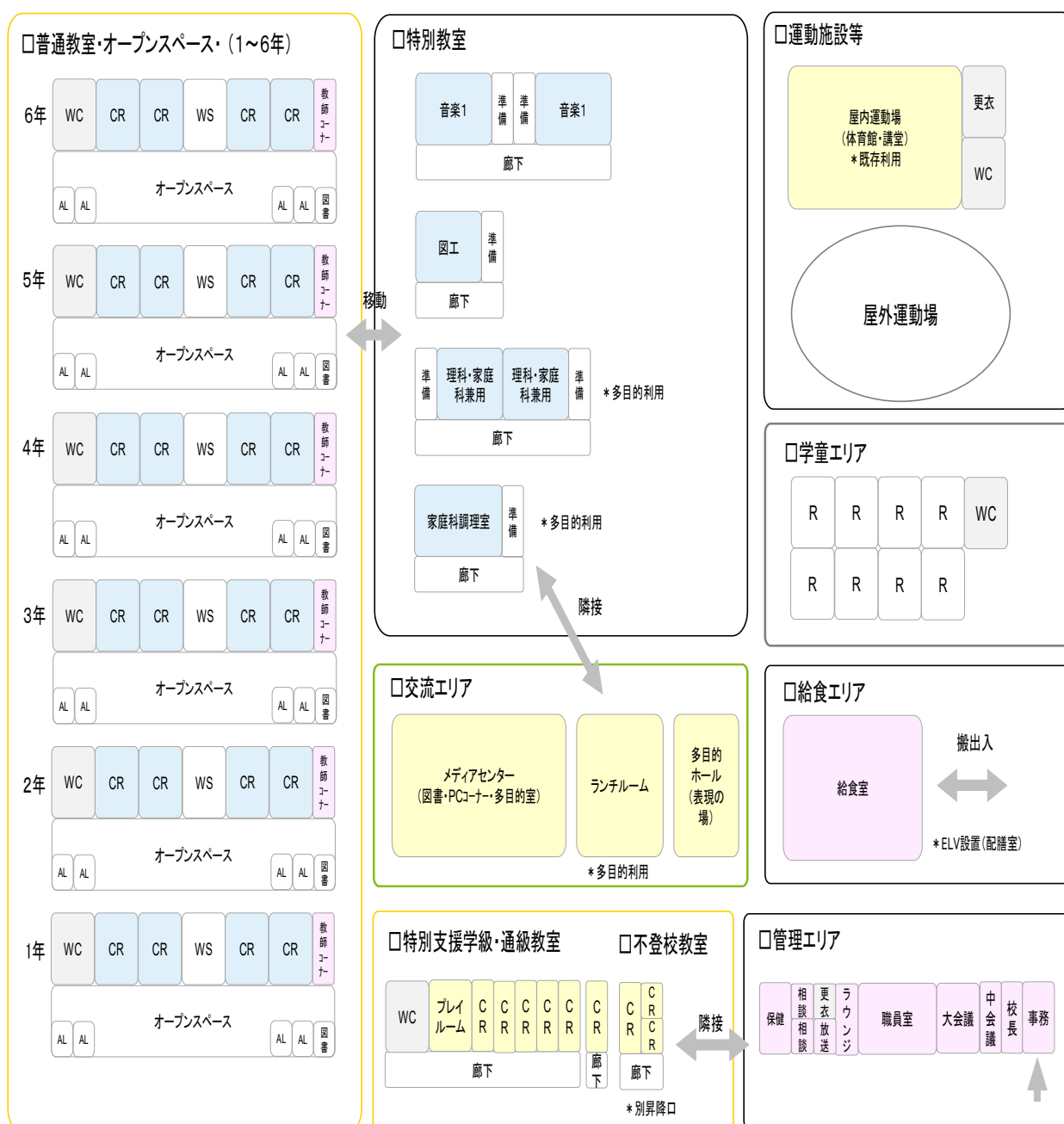
(1) 諸室構成モデル

新校舎の諸室の構成例を以下に示します。各学年単位で各教室がオープンスペース、ワークスペース・教師コーナー・図書コーナーなどと連携した構成を想定しており、次年度以降で具体的に検討することを予定しています。統合校建築に向けた諸室等の配置に係る概略（モデル）は以下のとおりです。

【諸室構成モデル】

■凡例：

CR：教室、WS：ワークスペース、AL：アルコーブ（小スペース空間）、WC：トイレ



5. 施設整備に係る概算事業費

(1) 概算事業費の検討

これまでの検討してきた条件から概算事業費を算出すると、総事業費で北側配置モデルの場合は約 78 億円、南側配置モデルの場合は約 68 億円となりました。この費用は今後基本計画、基本設計、実施設計によって精度が上がり、近年の建設市場の高騰等の影響を受けて変動するものと考えられます。

また、既存施設を活用する屋内運動場の改修については、改修内容が確定していないため想定される金額となっています。

尚、アスベストが存在した場合の除却費用、学校施設内で必要とされる備品や什器等の費用は含んでいない検討結果です。

【北側配置モデル案の概算事業費】

* 本費用は現時点で想定される項目と概算費用であり、今後検討が進む段階で変わります。

* 設計・工事監理については国土交通省告示第九十八号により算出しています。

項 目	概算費用 (税込：円)
1. 基本計画・基本設計・実施設計関連費	
新校舎基本計画	13,200,000
新校舎基本設計	62,000,000
敷地レベル、水路の位置測量調査、地質調査	16,900,000
新校舎実施設計	186,000,000
建築確認申請	1,200,000
工事監理	76,200,000
2. 埋蔵文化財遺跡発掘調査費	
仮設校舎建設部分発掘調査	58,200,000
新校舎建設部分発掘調査	93,500,000
3. 仮設校舎設計、建設・解体費	
仮設校舎設計・確認申請	9,400,000
仮設校舎建設・解体	968,000,000
4. 施工費	
既存校舎、給食棟、プール解体	307,100,000
校舎・学童・給食棟建設	5,730,200,000
5. 屋外運動場整地費	
屋外運動場整地費	30,500,000
6. 屋内運動場長寿命化改修費	
実施設計	25,300,000
長寿命化改修施工	253,000,000
総計	7,830,700,000

【南側配置モデル案の概算事業費】

*本費用は現時点で想定される項目と概算費用であり、今後検討が進む段階で変わります。

*設計・工事監理については国土交通省告示第九十八号により算出しています。

項 目	概算費用（税込：円）
1. 基本計画・基本設計・実施設計関連費	
新校舎基本計画	13,200,000
新校舎基本設計	62,000,000
敷地レベル、水路の位置測量調査、地質調査	16,900,000
新校舎実施設計	186,000,000
建築確認申請	1,200,000
工事監理	76,200,000
2. 埋蔵文化財遺跡発掘調査費	
新校舎建設部分発掘調査	72,556,000
3. 施工費	
既存校舎、給食棟、プール解体	307,100,000
校舎・学童・給食棟建設	5,730,200,000
4. 屋外運動場整地費	
屋外運動場整地費	88,000,000
5. 屋内運動場長寿命化改修費	
実施設計	25,300,000
長寿命化改修施工	253,000,000
総計	6,831,656,000

第9章. 財源調達方法の検討

1. 財源の調達方法

統合校整備において活用が考えられる国の補助金等や地方債については以下のとおりです。尚、国の関係各省で横断的に実施しているエコスクール・プラスを活用した補助の加算等により追加の財源を確保できる可能性があります。校舎建設については、開校時点の学級数等を算定基準とした公立学校施設整備費負担金を財源の一部とするほか、町の財政負担分についても学校教育施設等整備事業債をはじめとした有利な地方債を積極的に活用します。学童保育施設については、子ども・子育て支援施設交付金が適用されます。これらを活用して、財政負担の縮減に努めます。

【財源調達方法の整理】

事業名	小中学校、義務教育学校統合校舎等の新増築事業	構造上危険な状態にある建物の改築事業	屋外教育環境の整備に関する事業	地域・学校連携施設の整備に関する事業	防災機能の強化に関する事業	太陽光発電等の整備に関する事業	学校水泳プール（屋外）新改築事業
国費割合	<公立学校施設整備費負担金> 1/2 ※校舎・屋内運動場の場合	<学校施設環境改善交付金> 1/3				<学校施設環境改善交付金> 1/2	<学校施設環境改善交付金> 1/3 ※地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールは1/2
事業概要	小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築事業	構造上危険な状態にある建物（建物の骨組みが危険な状態にある建物）の改築事業	屋外環境施設（グラウンド、集会・学習施設等）、の整備事業	学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習等の拠点となるよう、他の文教施設や福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設の整備	防災機能を強化するための施設整備事業（耐震、自家発電設備の整備等）全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備又は蓄電池の整備事業	義務教育諸学校の屋外水泳プールを新築又は改築する事業
用途	新築	改築	改修	改修	新築・改修	新築	新築・改修
主な地方債の充当率（交付税措置率）	<学校教育施設等整備事業債> 90%（※） <公共施設等適正管理推進事業債> 90% (30～50%)	<学校教育施設等整備事業債> 90%（※）	<学校教育施設等整備事業債> 75%	<学校教育施設等整備事業債> 75%	<学校教育施設等整備事業債> 90%（※） <緊急防災・減災事業債> 100% (70%)	<地域活性化事業債> 90% (30%) <脱炭素化推進事業債> 90% (50%)	<学校教育施設等整備事業債> 90% (うち財源対策債分(15%)が50%)

※うち本来分（75%）が70%、財源対策債分（15%）が50%

第10章. 事業手法の検討

1. 事業手法の把握・整理、評価

事業手法として、これまで一般的に行われていた設計と建設を別々に発注する従来方式に加え、設計・建設を一式で発注することにより設計者と施工者が一体的に創意工夫できること及び事務手続き（発注等）を減らすことにより工期短縮が期待できるDB方式、設計段階から施工者が参画することにより、施工者が持つ様々なノウハウを取り入れながら実施設計を行うことで工期の短縮等が期待できるECI方式での発注が想定されます。

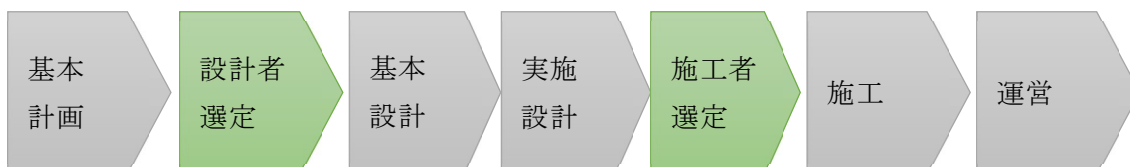
また、近年の公共施設ではPFI方式を導入して実施する事例が増えてきているものの、従来方式に比べ発注準備・内部調整等に時間を要することから、建設期間が長く掛かるデメリットがあります。

【事業手法の整理】

事業手法	施設所有		財源調達		事業実施主体		メリット	デメリット	
	建設時	運営時	建設時	財源内容	設計建設	維持管理			
従来方式 (分離発注方式)	行政		行政	行政	補助金 (交付金)、起債、一般財源	行政 (請負契約)	行政直営もしくは民間委託	・ 個別の仕様による発注のため、求める性能を確保しやすい	・ 各業務が分割して発注されるため、都度発注事務が発生し、一体的なコスト削減効果への期待が低い
DB方式 (設計・施工一括)								・ 設計・建設一式発注のための民側の工夫が発揮でき、工期短縮も見込まれ、行政側の事務手続きの負担は軽減される ・ PFIより早急に着手可能	・ 設計書に代わる要求水準書の作成が必要である
DBM方式 (設計・建設・維持管理一括)								・ 設計・建設、維持管理一括発注のための民側の工夫が発揮でき、工期短縮も見込まれ、行政側の事務手続きの負担は軽減される	・ 設計書に代わる要求水準書の作成が必要である
ECI方式								・ 実施設計段階から施工者と契約・協定を結び事業参画して、施工ノウハウを取り入れながら実施設計を行う方式で、工期の短縮等が期待できる ・ PFIより早急に着手可能である	・ 発注者と設計者、施工者との3者調整を実施しながら事業を進めていく必要がある ・ 実施設計完了後に工事価格の交渉を行い発注する必要がある
PFI方式								BTM	民間

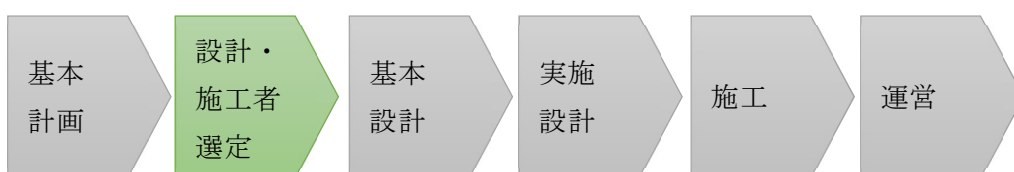
【事業手法の整理】

■従来方式（分離発注方式）



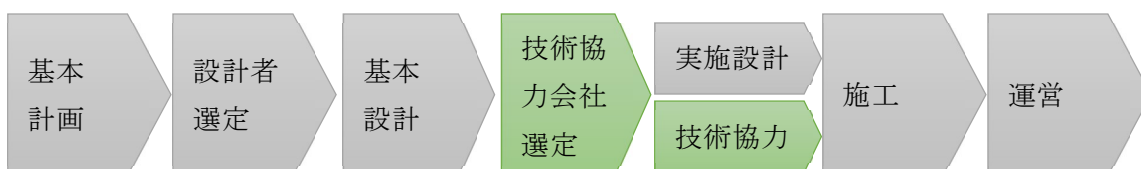
・設計と施工を別々に発注することでそれぞれの選定者が基本的に異なるため、設計段階で検討したポイントを確実に施工へ反映するための調整が必要である。

■DB方式



・設計者と施工者を一度に決定でき、それぞれが連携して一体的な検討を行うことで民間の工夫の発揮が期待される。また、発注等の事務手続きを短縮できるが、発注時に公表する要求水準書に基づく事業となるため、認識違いや技術的留意点の漏れを防ぐ調整が必要である。

■ECI方式



・実施設計段階から施工（予定）者が参画し、その技術やノウハウを取り入れながら検討することで工期の短縮等が期待できるものの、発注者、設計者、施工者の3者の調整を行い設計期間の長期化等を防止し、コスト増大などを抑制するためのマネジメントが必要である。

第11章. 整備スケジュールと今後の施設整備に向けた課題

1. 整備スケジュール・案

現時点で想定される整備スケジュール・案は以下のとおりです。ただし、この整備スケジュール・案については埋蔵文化財調査や近年の建設市場における国際情勢などから資材調達が困難な状況、職人・技術者不足等により工事が遅れる可能性があります。

北側配置モデル案の場合、工事は仮設校舎等を利用し、田原本小学校の児童及び教職員が学校生活を送りながら工事を実施することを想定しており、開校は令和11（2029）年度となることを見込まれます。

尚、工事期間中に児童等が町内の他の学校へ移動し、田原本小学校敷地内に仮設校舎を設けることなく、校舎等の解体及び新校舎等の建設を短期間で行う方法が考えられます。しかし、十分な空き教室を有する学校がなく、どの学校でも屋外運動場等に仮設校舎が必要なこと、移動した児童分の給食を1校で供給できる設備を有する学校がなく、他校からの給食の配送も建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により難しいこと、及び短期間での通学路の整備が困難であることから、この方法による工事は難しいと想定しています。また、児童等が学校生活を送りながら工事を実施するため、工事期間中の児童等の安全確保及び可能な限り精神面等の負担を軽減するよう配慮します。

【北側配置モデル案の整備スケジュール・案】

*本整備スケジュール・案は現時点で想定されるものであり、今後検討が進む段階で変わります。

実施項目	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度（開校）			令和12年度							
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
基本計画・基本設計等																													
基本計画・基本設計等	入札																												
レベル測量調査、水路の位置、地質（ボーリング）調査																													
実施設計・建築確認																													
実施設計																													
施工監理																													
埋蔵文化財調査																													
仮設校舎部分																													
新校舎部分																													
仮設校舎建設																													
施工発注																													
既存校舎、給食棟、プール解体																													
新校舎等建設																													
屋外運動場整序																													
屋内運動場長寿命化改修																													
実施設計																													
改修工事																													

南側配置モデル案の場合、仮設校舎が不要なため既存校舎で学校運営を実施しながら工事を進めることを想定しており、仮開校は令和10（2028）年度、開校は令和11（2029）年度と見込まれます。

【南側配置モデル案の整備スケジュール・案】

*本整備スケジュール・案は現時点で想定されるものであり、今後検討が進む段階で変わります。

実施項目	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
基本計画・基本設計等																												
基本計画・基本設計等	入札																											
レベル測量調査、水路の位置、地質（ボーリング）調査																												
実施設計・建築確認																												
実施設計																												
施工監理																												
埋蔵文化財調査																												
新校舎部分																												
施工発注																												
新校舎等建設																												
既存校舎、給食棟、プール解体																												
屋外運動場整序																												
屋内運動場長寿命化改修																												
実施設計																												
改修工事																												

2. 今後の課題

学校施設整備や開校に向けた準備等に関する今後の課題は以下のとおりです。

(1) 敷地条件への留意事項

北側配置モデル案及び南側配置モデル案で共通して、児童等が学校生活を送りながら工事を実施する予定であるため、工事期間中の児童等の安全確保や可能な限り精神面等の負担を軽減するための配慮を行い、工事中における屋内及び屋外運動場の確保及び適切な授業環境の維持を前提として、次年度以降の基本計画において、配置計画や施工計画の検討を行うことが必要です。また、敷地を縦横断する法定外公共物の取り扱いについて、水利組合等の関係者の理解を得ながら、よりよい施設配置を検討していく必要があります。

(2) 整備スケジュールと東小学校複式学級化への対策

次年度以降、より具体的な検討を行い、施設計画・設計へと進んでいくこととなりますが、昨今の建設市場では国際情勢から資材調達に時間がかかり、職人・技術者不足等から

工事が想定より遅れる事象が発生しています。そのため今後の整備スケジュールについては民間事業者へのヒアリング、建設市場のモニタリングをしながら必要に応じてスケジュールの変更も想定しておく必要があります。

また、現在の整備スケジュール及び上記のスケジュール変更可能性も踏まえ、統合校が開校する前に東小学校が複式学級化する可能性があるため、対策について十分に検討することとします。

(3) プール設置の検討

プール授業は民間事業者に委託し専門のインストラクターから指導を受けることで、児童の技能向上が見込まれること、天候の影響を受けないこと、一年を通して授業が可能です。また、昨今の他団体の学校整備事業においても、外部の民間事業者に委託することを前提に、プールを設けない整備計画としている事例が増えつつあります。

ただし、授業の際に児童の移動が必要になることへの対策、民間事業者への長期委託の可否などの留意点を考慮し、次年度以降の基本計画の中で設置の有無も含めて引き続き検討を行うことが必要です。

(4) ソフト面の検討

統合校の開校に向けた準備としては、ソフト面の検討も重要です。具体的には、学校の名称、校歌、校章、制服、通学路、教育内容、学校行事、学校と地域との連携や地域に根差した教育、PTA 活動（組織、規約、予算等）の検討が必要です。

(5) 通学環境

統合に伴い通学路が変更になる児童等のために、個別具体的な通学路の検討等を行い、安全性を確保することが必要です。また、国の基準である通学標準距離「小学校で4 km 以内」を踏まえつつ、現在田原本小学校へ歩いて通っている最も遠い地域との公平性・整合性や上記の通学路の検討等を踏まえた上で、スクールバスの導入についても具体的に検討を行う必要があります。

また、通学距離が変更となる地域については、3小統合に影響のない範囲で校区の見直しも検討します。

(6) 教職員等の意見の反映

次年度以降、学校づくりの基本理念をベースとして対象となる3小学校の教職員等の意見を聞き、児童等にとってより良い学校とするためのハード面の整備やソフト面の検討を進めていくこととします。

また、統合に向けた個別具体的な準備が必要であり、それぞれの検討を推進するための学校管理職や教職員、行政職員をメンバーとしたプロジェクトチームの立ち上げを予定しています。具体的には、学校施設のハード面について基本計画や基本・実施設計へ意見を反映するためのチーム、学校運営について検討するチーム、その他制服、校歌等を検討す

るチームであり、各チームの意見を取り入れながら、新しい学校を形づくることとします。

(7) 児童・園児・保護者・教職員・地域等への配慮

対象となる3小学校の児童や入学を予定する園児等の不安を解消するため、開校の2年前をめどに定期・不定期の交流機会を設けること、スクールカウンセラー等を通じた心のケアを行うこと等の対策が必要です。

また、児童、園児、保護者、教職員及び地域住民等に向けて統合校整備に係る情報を適宜発信するなど、統合に向けた不安感を解消していくことが必要です。さらに、現在の業務に加え統合に向けた調整等により教職員の負担が大きくなることが懸念されるため、可能な限り負担にならない方法を検討しながら、地域の方、教職員、町がチームとなり新しい学校をつくる気持ちをもって、進めていきたいと考えております。

(8) その他

統合後の東小学校、北小学校の跡地については、3小統合後に慎重に活用方法を検討していきます。また、幼稚園についても現在は各小学校に隣接していることから、今後のあり方等について検討を行うことが必要です。